（国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部改正）

第三条　国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令（昭和四十七年厚生省令第十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第六条第一号ロ柱書	第六条第一号ロ柱書
第七十二条の三の二第一項	第七十二条の三の二第一項
被保険者	一般被保険者
第七十二条の三の三第一項	（新設）
（略）	（略）
第七条第一項第一号ニ(2)	第七条第一項第一号ニ(2)
（略）	（略）
第七条第一項第一号ニ(3)	（新設）
第七十二条の三の三第一項	
（略）	（略）
第七条第一項第二号ハ(2)	第七条第一項第二号ハ(2)
（略）	（略）
第七条第一項第二号ハ(3)	（新設）
第七十二条の三の三第一項	
第七条第一項第三号ハ(1)	第七条第一項第三号ハ
（略）	（略）
第七条第一項第三号ハ(2)	（新設）
第七十二条の三の三第一項	
（略）	（略）

改正後	改正前
附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三の二第一項	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三の二第一項
一般被保険者	一般被保険者
附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三の三第一項	（新設）
（略）	（略）
附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三の三第一項	（新設）
（略）	（略）
附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三の三第一項	（新設）
（略）	（略）
附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三の三第一項	（新設）
（略）	（略）

（算定政令第四条の五第一項各号に規定する額の算定方法）

第六条の五　算定政令第四条の五第一項各号に規定する額については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を用いるものとする。

一　算定政令第四条の五第一項第一号に規定する額　当該年度において被保険者が属する世帯（当該市町村の当該年度の保険料の賦課期日から当該年度の十月三十一日までの間に令第二十九条の七第五項第八号及び第九号に定める基準に従い同条第二項から第四項までの規定に基づき算定される所得割額及び被保険者均等割額を減額することが明らかになつたものに限る。）に係る当該年度分の保険料について減額することとなる額の総額（その額が現に当該世帯に係る当該年度分の法第七十二条の三の三第一項に規定する減額した額の総額を超えるときは、当該総額）に七分の十二を乗じて得た額

二　算定政令第四条の五第一項第二号に規定する額　当該年度において被保険者が属する世帯（当該市町村の当該年度の国民健康保険税の賦課期日から当該年度の十月三十一日までの間に地方税法第七百三条の五第三項に定める基準に従い同法第七百三条の四の規定により算定される所得割額及び被保険者均等割額を減額することが明らかになつたものに限る。）に係る当該年度分の国民健康保険税について減額することとなる額の総額（その額が現に当該世帯に係る当該年度分の法第七十二条の三の三第一項に規定する減額した額の総額を超えるときは、当該総額）に七分の十二を乗じて得た額

（新設）